

## 外国における個人情報の保護に関する情報調査報告書

国名 ポリビア

調査日

2023年 1月17日

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>制度の有無：包括的な法令は存在しない。 法令の名称：Lay 164</p> <p>URL：https://www.minedu.gob.bo/files/documentos-normativos/leyes/ley_164___ley_general_de_telecomunicaciones_tecnologias_de_informacin_y_comunicacion.pdf</p> <p>施行状況：2011年8月8日施行 対象機関：公的部門及び民間部門 対象情報：この法律の目的は、電気通信、情報通信技術、郵便サービス、および規制システムの一般的な体制を確立し、経済的多様性を尊重して、個人および集団の通信に対する人権を保証し、豊かな生活を追求することです。</p>
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定(※1)：なし APECのCBPRシステム(※2)：なし</p>
<p>OECD プライバシーガイドライン8原則(※3)に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <p>① 収集制限の原則：該当する規定は見当である。 ② データ内容の原則：該当する規定は見当である。 ③ 目的明確化の原則：該当する規定は見当である。 ④ 利用制限の原則：該当する規定は見当である。 ⑤ 安全保護の原則：該当する規定は見当である。 ⑥ 公開の原則：該当する規定は見当である。 ⑦ 個人参加の原則：該当する規定は見当である。 ⑧ 責任の原則：該当する規定は見当である。</p>
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>----</p> <p>事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>----</p>

(※1) EUの十分性認定を取得した国又は地域は、当委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しているEU（EU加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）の個人情報の保護に関する制度であるGDPR又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EUの十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

(※2) APECのCBPRシステム参加の前提として、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及びCBPR認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じくAPECのCBPRシステムに参加しているエコノミーにおいては、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。このような意味において、APECのCBPRシステム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APECのCBPRシステムの対象は、民間部門である。

(※3) OECDプライバシーガイドライン8原則は、OECD加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられている。